

平成 2 9 年第 4 回 幸手市教育委員会定例会会議録						
招 集 期 日		平成 29 年 4 月 18 日（火）午前 11 時 00 分				
開 会 場 所		幸手市役所第二庁舎 2 階 第 1 会議室				
開会の日時・宣告者		平成 29 年 4 月 18 日（火）午前 9 時 30 分			山 西 実	
閉会の日時・宣告者		平成 29 年 4 月 18 日（火）午前 10 時 50 分			山 西 実	
出席 状況	職 名	氏 名	摘 要	職 名	氏 名	摘 要
	教 育 長	山 西 実	出席	教育委員	前 田 一 郎	出席
	職務代理者	中 根 政 美	出席	教育委員	満 木 信 吉	出席
	教育委員	尾島 紗緒里	出席	教育委員	齊 藤 一 夫	出席
				書 記：木 村 博・大 越 歩 美		
議 事 参 与 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	教 育 次 長	小 森 谷 進				
	総 務 課 長	関 根 一 勝				
	学校教育課長	森 祥 一				
	社会教育課長	尾 崎 武				
	スポーツ振興課長	関 根 智 裕				
	吉田幼稚園長	藤 沼 光 市				
	中央公民館長	小 堀 政 晴				

会 議 事 件 名	顛	末
開 会 午前 9 時 30 分	教育長 開会を宣する。	
日程第 1 前回会議録承認	教育長 前回会議録の内容について質問を求める。 《質疑》 質疑なし。 《承認》 全員異議なく承認。	
日程第 2 議 事 議案第 1 2 号 幸手市立小・中学校管理 規則の一部を改正する 規則	学校教育課長 議案書により説明する。 《質疑》 質疑なし。 《承認》 全員異議なく承認。	
議案第 1 3 号 幸手市立幼稚園管理規 則の一部を改正する規 則	学校教育課長 議案書により説明する。 《質疑》 中根職務代理 整合性を図るという意味で、良い改正だと思う。第 14 条 について、他の条例との整合性が必要となってくるのだろう か。整合性を図る必要はないのか。それとも、幸手市立幼稚 園管理規則に記載するだけでよいのか。学校医のような読み 替えて済んでしまうのか。 学校教育課長 小中学校の管理規則に準じてということである。 前田委員 小中学校の管理規則についてだが、夏休みの日程に関する 変更はこの場で定めることができるのか。 学校教育課長 審議会を開き、いろいろな意見を聞きながらまとめてい き、教育委員会定例会に議案として教育委員の方々の承認を 得る形になる。 教育長	

議案第 1 4 号 幸手市指定文化財の指定について	決定権は教育委員会定例会にあるということである。 《採決》 全員賛成により原案どおり議決。
議案第 1 4 号 幸手市指定文化財の指定について	社会教育課長 議案書により説明する。 《質疑》 教育長 社会教育課で、審議の経過で意見が分かれたということは聞いているか。 社会教育課長 そのようなことは聞いていない。 《採決》 全員賛成により原案どおり議決。
専決報告書第 2 号 幸手市教育委員会教育長の専決処理に対する報告について	総務課長 パート職員の任命(給食栄養士・学校用務員)について説明する。 《質疑》質疑なし。 学校教育課長 パート職員の任免(さってアフタースクールコーディネーター、教育支援員、日本語支援員、ふれあい相談員) について説明する。 《質疑》 尾島委員 教育支援員の役割はどのようなものか。 学校教育課長 生活支援と学習支援が主なものである。通常学級、特別支援学級において、配慮が必要な児童・生徒に対しての生活支援の役割がひとつである。また、学習をサポートすることがもうひとつの役割となっている。 学校教育課長 臨時的任用教職員について説明する。 《質疑》 前田委員 今年度は教員の不足等はないか。

	学校教育課長 今年度はない。必要な人数は確保できた。 中根職務代理 昨年度に比べて、加配は同数であるのか。 学校教育課長 同数である。 学校教育課長 教育相談員及びさわやか相談員の任命について説明する。 《質疑》 教育長 さわやか相談員は昨年度と同じ人員か。 学校教育課長 同じである。 前田委員 教育支援員や臨時的任用職員の雇用期間は半年だったが、なぜ相談員は雇用期間が1年間なのか。 総務課長 幸手市の規定でパート職員の雇用期間は半年間と規定されている。教育委員会もパート職員についてこの規定に準じて雇用しており、その後、勤務成績や本人の意向を確認し延長することとしている。しかし、相談員はパートではなく特別職に該当するため、あらかじめ任期は1年間と決まっている。 前田委員 特別職の任期は1年間ということでもいいのか。 総務課長 特別職によって任期は違っている。例えば、社会教育指導員は1年以内、公民館運営審議会委員は2年間など、それぞれ根拠となる条例や規則などで定められている。 学校教育課長 小中学校主幹教諭の任免について説明する。 《質疑》 質疑なし。 吉田幼稚園長 パート職員の任免(保育補助・バス添乗員・用務員)について説明する。
--	---

日程第 3 行政報告 1 教育長報告 2 事務局からの 主要な報告	《質疑》 質疑なし。 社会教育課長 パート職員（公民館事務）の任免について説明する。 《質疑》 質疑なし。 教育長 1 各種教育長会議等 2 幸手市議会関係 2 講演等 について資料により説明する。 学校教育課長 1 児童の交通事故 2 図書館協力員、すこやか支援員 3 4月中旬から5月初旬までの行事予定 吉田幼稚園長 1 平成29年度吉田幼稚園組織 2 平成29年度クラス及び園児数 3 4月の主な行事計画 社会教育課長 1 幸手市文化団体連合会総会 2 幸手市青少年相談員協議会総会 3 幸手市連合婦人会総会 4 幸手本因坊墓石巡り（幸手市囲碁連盟主催） 5 幸手市人権教育推進協議会理事会及び研修会 中央公民館長 1 初めてのパンとお菓子づくり講座 2 春の野草研究会 3 書道入門講座 4 平成29年度幸手市公民館クラブ連絡協議会総会 5 3月の利用状況 社会教育課長（図書館） 1 報告事項 2 利用状況 3 貸出冊数 4 購入冊数 5 今後の事業予定
---	---

	6 予約の多い図書 7 購入図書リスト スポーツ振興課長 1 関東ブロック B&G 地域海洋センター連絡協議会総会 2 幸手市レクリエーション協会総会 3 B&G 財団地域海洋センター埼玉連絡協議会総会 4 幸手市スポーツ推進委員連絡協議会総会 5 幸手市民体育館主催事業 6 武道館主催事業 7 報告事項 について資料により説明する。 《質疑》 満木委員 図書館の購入図書について、対訳の英文図書を 100 冊 200 冊単位で購入していただきたい。 教育長 学校教育課と社会教育課間で協議を進めていただきたい。 斉藤委員 栗橋の B&G の体育では T シャツや体育館シューズなどを販売していたが、幸手の B&G でも販売できるのか。 スポーツ振興課長 現在、幸手の B&G ではテニスボールのみ販売を行っている。物品を販売することは可能なので、検討していく。 尾島委員 公民館の利用状況で昨年度に比べて減が目立つが、なにか理由があるのか。 中央公民館長 北公民館では、昨年度に比べて、カラオケファンの集いや公民館祭りでの利用者が少なかったため、また西公民館では貸館の利用人数が減ったためだと考えられる。中央公民館では、講座が 2 月までに終了したため減少した。貸館は利用数の減少である。勤労青少年ホームでは講座が開かれなかったためであるとする。 中根職務代理 児童の交通事故の件では、連絡及び対応にお礼を申しあげる。またお願いということで、千葉県で児童の遺体が遺棄された事件で、見回りや保護者との連携など学校は不安を感じるところもあるかもしれないが、地域や保護者の見回りは、
--	--

日程第 4 その他 1 教育審議会について 2 次回定例会の日程について 閉 会 午前 10 時 50 分	児童・生徒の安全の役に立っていることも事実なので、今後 も充実して行ってほしい。 尾島委員 学校側も保護者側への不信感をもち、子どもたちも何を信 じていいのかわからなくなる。私たち大人が気をつけていか なければならないと考える。今回の事件事故で意識改善をし ていかなければならないと感じた。 満木委員 PTA 会長・副会長の素質を確認してほしい。また学校側も その素質を求めることが必要だと考える。 斉藤委員 素質を求めるのは必要だと考える。やはり、会長、副会長 の人選を見直す必要もあるかもしれない。 総務課長 教育審議会の検討状況について資料により説明する。 各委員の意見を確認した結果、5 月の定例会については、 次のとおり決定する。 第 5 回教育委員会定例会 日時 平成 29 年 5 月 16 日（火） 午前 9 時 30 分～ 場所 郷土資料室 教育長 閉会を宣す。
--	--

他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項	な し
	上記会議の顛末を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。 平成 2 9 年 5 月 1 6 日 教 育 長 山 西 実 署名 署 名 委 員 尾 島 紗 緒 里